



第3章 計画目標と実施すべき施策・措置

3-1 計画目標と実施すべき施策

第2章で述べた自転車の活用推進を取り巻く状況を踏まえ、奈良県における自転車利用の将来ビジョンを掲げ、それを実現するための基本姿勢及び目標を設定し、それぞれの目標に応じた実施すべき施策を定めています。

また、各施策の実施状況を評価するため、評価指標を設定します。

＜ビジョン＞

－ 観光も日常もサイクリングを満喫するなら大和路 －

観光振興 ～巡る～	まちづくり ～賑わう～	安全・安心 ～守る～
<p>〈未来像〉京奈和自転車道を軸とした広域的なサイクリングルートと自転車に優しい受け入れ環境が有機的に機能し、<u>世界に誇る古都奈良の世界遺産等を巡るサイクルツーリズムが楽しめる未来。</u></p>	<p>〈未来像〉自転車を利用しやすいまちづくりとシェアサイクルなどの利用環境の充実により、<u>日常的に自転車を利用する習慣や文化が根付き県民が健康に暮らせる未来。</u></p>	<p>〈未来像〉徹底した安全教育と啓発活動を継続的に取り組むことにより、安全意識や自転車マナーが向上され、<u>自転車のみならず自動車や歩行者全ての交通安全が守られた未来。</u></p>

観光振興

～巡る～

自転車を活用した観光振興
に取り組み、自転車利用の
きっかけをつくる

目標：自転車による観光地への周遊を促す
サイクルツーリズムの推進

実施 施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理 2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実 3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実
評価 指標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自転車交通量（京奈和自転車道における自転車交通量） ✓ 自転車の休憩所、サイクリストにやさしい宿等の認定数 ✓ ジェンシャでなら「奈良県自転車利用総合案内サイト」（奈良県公式HP）の閲覧数 ✓ サイクルイベントの参加者数（県内・県外申込者数）

まちづくり

～賑わう～

自転車のポテンシャルを活か
し、地域における自転車利
用を根付かせる

目標：自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成

実施 施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村における計画策定の促進 2. 公共交通を補完するシェアサイクルの利用促進 3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実
評価 指標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県内市町村における自転車活用推進計画又は自転車ネットワーク計画の策定自治体数 ✓ シェアサイクル導入市町村数 ✓ 自転車の利用率 ✓ 自転車走行空間の整備延長（参考値）

安全・安心

～守る～

事故のない社会の実現に向
け、誰もが自転車を利用しや
すい環境を整える

目標：安全で安心な自転車利用文化の醸成

実施 施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自転車による安全利用の促進に向けた交通安全教育の推進 2. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進 3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実
評価 指標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自転車事故の発生件数 ✓ 県民のヘルメット着用率 ✓ 損害賠償保険や自転車保険の加入率



3-2 目標を実現するための施策と具体的な措置

自転車の活用推進に向けて、計画期間中に講ずべき措置について、以下のとおり定めます。

目標	実施すべき施策	措置	
1. 観光振興 ～巡る～ 自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進	1. サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理	1-1-1	広域的な周遊観光サイクリングルートの改善
	2. サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実	1-2-1	サイクルステーションの利用促進
		1-2-2	サイクリートレイン等の実施に向けた検討
	3. サイクリングを楽しむための情報発信の充実	1-2-3	自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進
		1-3-1	自転車観光などの情報発信の充実
	1-3-2	奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催	
2. まちづくり ～賑わう～ 自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成	1. 市町村における計画策定の促進	2-1-1	市町村版自転車活用推進計画・自転車ネットワーク計画等の策定支援
	2. 公共交通を補完するシェアサイクルの利用促進	2-2-1	サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ
	3. 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実	2-3-1	地域内の自転車通行空間の整備推進
		2-3-2	自転車通勤の促進
3. 安全・安心 ～守る～ 安全で安心な自転車利用文化の醸成	1. 自転車による安全利用の促進に向けた交通安全教育の推進	3-1-1	ライフステージに応じた交通安全教育の実施
		3-1-2	教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施
		3-1-3	地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進
		3-1-4	交通安全に関する指導技術の向上
	2. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進	3-2-1	自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進
		3-2-2	交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知
		3-2-3	自転車運転者講習制度の着実な運用
		3-2-4	市町村による自転車の安全対策の実施に向けた支援
		3-2-5	自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施
		3-2-6	自転車損害賠償保険等への加入の周知
	3. 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実	3-3-1	自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施
		3-3-2	違法駐車の積極的な取締り
		3-3-3	自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施



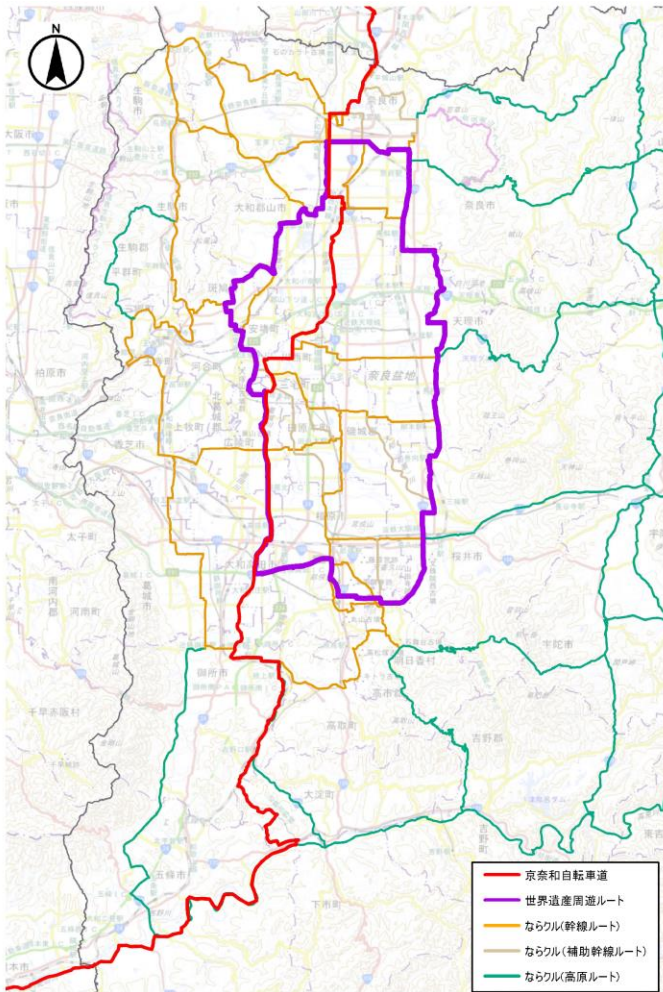
【目標】 自転車による観光地への周遊を促すサイクルツーリズムの推進

施策 1-1 サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理

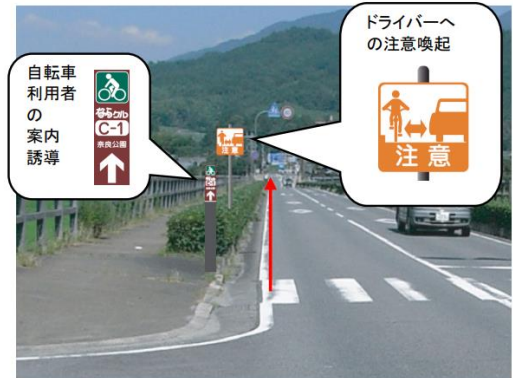
県内のサイクリングルートの交通状況を踏まえ、自転車の安全で快適な走行環境の改善を図ります。

【措置 1-1-1】 広域的な周遊観光サイクリングルートの改善

県内サイクリングルートの安全で快適な走行環境を確保するため、交通状況や自転車利用者の意見を参考に走行環境の改善を検討・実施します。また、音声案内への対応を検討し、わかりやすい案内の充実を図ります。



▲奈良県における広域周遊サイクリングルート



▲ルートのわかりやすい案内



▲自転車通行空間の明示



▲側溝の改良等による安全性の向上 (イメージ)

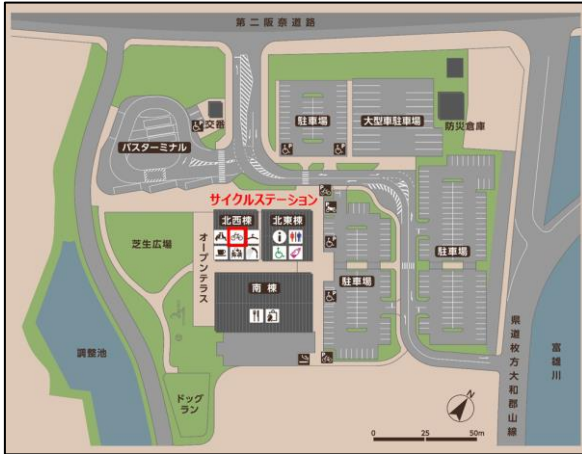


施策 1-2 サイクルツーリズムを誰もが楽しめる受け入れ環境の充実

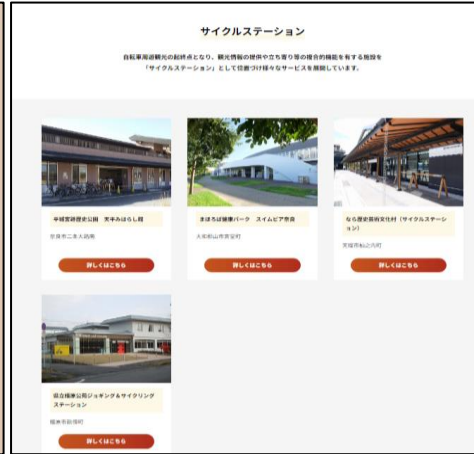
県内でのサイクリングを安心して楽しめるよう、関係事業者と連携し、サイクリストのサポートを充実させます。

【措置 1-2-1】 サイクルステーションの利用促進

サイクルステーションの利用を促すため、情報発信の充実・強化を推進します。



▲サイクルステーション 道の駅「クロスウェいなかまち」



▲HPへのサイクルステーション掲載

【措置 1-2-2】 サイクルトレイン等の実施に向けた検討

他府県のサイクルトレイン等に関する事例を収集し、実施スキームの検討を行います。

県内で実施しているサイクルトレインの利用方法など、公共交通と自転車を組み合わせた移動方法として双方の利用促進に向けた情報発信を行います。また、サイクルトレインの利用者に対してサイクリングルートへの案内を実施するなど、サイクルトレインを活用した観光周遊の促進を図ります。



▲近鉄田原本線サイクルトレイン実施の様子



【措置 1-2-3】 自転車を利用した周遊観光を支える拠点施設の充実を図るため、認定の推進

あらゆる交通手段（自転車、電車等の公共交通、自家用車）で来られる県外・県内のサイクリストの利便性向上を図るため、各種事業者と連携し、サイクリストにやさしいサービスでおもてなしをする「ならクル・サポーター」の認定を推進します。認定施設にはHPやサイクリングマップでの紹介と認定ステッカーの配布を行います。また、サイクルツーリズムを支える拠点施設の充実を検討していきます。

自転車の休憩所

- 『自転車の休憩所』は、自転車利用者の皆様がサイクリング中に気軽に立ち寄って休息していただける施設です。
- 現在186施設あります。（令和6年11月時点）



トイレ



駐輪スペース



スポーツサイクル
対応空気入れの貸出



サイクリストにやさしい宿

- 『サイクリストにやさしい宿』は、自転車を安心して屋内に保管でき、自転車搬送サービスの取次が可能な宿泊施設です。
- 現在57施設あります。（令和6年11月時点）

① 自転車を安心して屋内に保管

- そのままの状態、もしくは輸送袋等に収納した状態で、客室に持ち込み可能
- そのままの状態、一般客の立ち入らない施設可能な場所、もしくは玄関やロビーで保管可能

② 自転車搬送サービスの取次

- 宿泊者が送った自転車の受取や保管、滞在後の自転車発送の取次が可能



サイクリストにやさしい駐車場

- 『サイクリストにやさしい駐車場』は、車で来られるサイクリストが、駐車場を無料で利用可能な施設です。
- 現在8施設あります。（令和6年11月時点）



無料で利用可能な駐車スペース

※ 施設では以下のいずれかのサービス（有料）が受けられます



飲食



物販



シャワーもしくは温泉施設



▲ならクル・サポーターの取組



▲ならクル・サポーター認定マーク



施策 1-3 サイクリングを楽しむための情報発信の充実

自転車を活用した地域の魅力を発信することで、サイクルツーリズムを促進します。また、サイクルイベントの開催に関して、関係機関と連携を図ります。

【措置 1-3-1】 自転車観光などの情報発信の充実

自転車利用者にとって有益な情報を提供するため、HP や SNS 等を活用し、奈良県のサイクリングの魅力を国内外に発信するとともに、奈良県でのサイクリングの楽しみ方を再発見できるような仕組みを検討します。また、公共交通との連携として、鉄道駅からサイクリングルートへの音声案内など、自転車を利用しやすい周遊案内の情報発信を行います。今後、インバウンドの状況を注視しながら、必要に応じて情報発信の多言語化を充実させていきます。



▲サイクリングマップ配布

【措置 1-3-2】 奈良の特性を活かしたサイクルイベントの開催

美しい風景や歴史的な景観、文化財をはじめとする多くの観光資源を活かしたイベントの開催を推進します。また、広域的な連携を視野に入れたスポーツツーリズムの実施を検討します。



▲奈良県内の自転車イベント



【目標】 自転車を快適に利用できる良好な生活環境の形成

施策 2-1 市町村における計画策定の促進

市町村の自転車活用推進計画及び自転車ネットワーク計画の策定を促進します。

【措置 2-1-1】 市町村版自転車活用推進計画・自転車ネットワーク計画等の策定支援

市町村における自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画の策定促進に向けて、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省（令和6年6月改定））」や「地方版自転車活用推進計画策定の手引き（国土交通省（平成30年8月））」を各市町村へ周知するとともに、県内の自転車施策やまちづくり、健康増進など、自転車の利点を含めた情報提供を行い、計画策定を支援します。また、自転車活用推進計画未策定の地域において、学校周辺や細街路などで原則左側通行であることを周知し、計画策定を支援していきます。（評価指標の参考値として自転車走行空間の整備延長をフォローアップしていきます。）

<p>東吉野村自転車活用推進計画</p> <p>令和3年3月</p> <p>東吉野村</p>	<p>2. レンタサイクルによる回遊性の向上</p> <p>村民の健康増進や観光などで訪れた来訪者が安心して自転車を利用できる環境づくりとして、コミュニティサイクルの導入などレンタサイクルシステムの充実について検討します。東吉野村役場及び村有施設のあるなかずみの里、ふるきと村にレンタサイクルを設置、施設周辺での貸し出し、巡回を行い、コミュニティバスとレンタサイクルを組み合わせることで回遊性の向上を目指します。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">策定予定市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五條市</td> <td>安堵町</td> </tr> <tr> <td>御所市</td> <td>高取町</td> </tr> <tr> <td>葛城市</td> <td>広陵町</td> </tr> <tr> <td>宇陀市</td> <td>河合町</td> </tr> <tr> <td>平群町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	策定予定市町村		五條市	安堵町	御所市	高取町	葛城市	広陵町	宇陀市	河合町	平群町	
策定予定市町村														
五條市	安堵町													
御所市	高取町													
葛城市	広陵町													
宇陀市	河合町													
平群町														

▲東吉野村自転車活用推進計画（一部抜粋）

▲今後策定予定の市町村

施策 2-2 公共交通を補完するシェアサイクルの利用促進

公共交通の機能を補完するシェアサイクルの利用促進により、観光振興や地域の活性化を図ります。

【措置 2-2-1】 サイクルポート設置に向けた施設管理者への働きかけ

公共交通機関（鉄道、路線バス等）やサイクルステーション等からの利用を踏まえ、シェアサイクルを利用しやすい環境を整えるため、公共用地や鉄道駅周辺へのサイクルポート設置に向けて施設管理者へ働きかけを行います。また、鉄道駅からサイクリングルートへの案内等、目的に応じたシェアサイクルの利用促進方法を検討します。



▲奈良公園内のサイクルポート



▲結崎駅前のサイクルポート



施策 2-3 県民の健康増進に向けた、自転車通勤の促進や自転車利用環境の充実

県民の健康増進のため、自転車通勤を促進するとともに、自転車通行空間の整備により、日常的な自転車利用の促進を図ります。

【措置 2-3-1】 地域内の自転車通行空間の整備推進

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省（令和6年6月改定））」に基づいた、自転車通行空間の整備を推進します。また、安全で快適なわかりやすい自転車利用ネットワークを構築するため、近年の自転車施策の変化等を踏まえ、平成23年7月に策定された「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」の改定について検討します。



▲普通自転車専用通行帯（広陵町内）



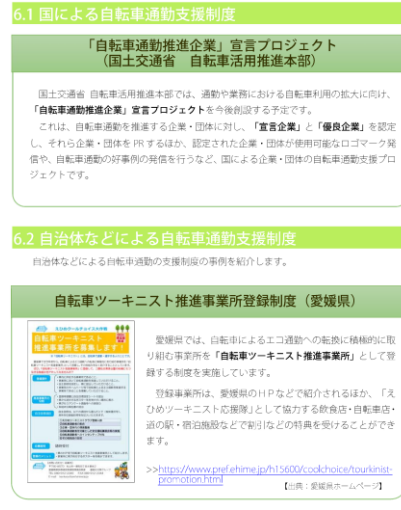
▲自転車通行空間（車道混在）

【措置 2-3-2】 自転車通勤の促進

企業活動における自転車通勤を拡大するための広報啓発を実施します。



▲自転車通勤啓発チラシ



▲国による自転車通勤支援制度等

自転車通勤推進企業宣言プロジェクト 始動!!

宣言企業認定ロゴマーク



▲自転車通勤推進企業宣言プロジェクト

自転車通勤を積極的に推進する事業者の取組を広く発信し、ひいては企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大を図り、企業における自転車通勤の推進に関する自主的な取組を促進することを目的とした、自転車通勤を推進する企業・団体に対する認定制度



【目標】 安全で安心な自転車利用文化の醸成

施策 3-1 自転車による安全利用の促進に向けた交通安全教育の推進

自転車は環境にも健康にも良い優れた移動手段であり、ルールを守って運転することが重要です。自転車文化の醸成のため、子供から高齢者まで、ライフステージに応じた自転車の交通安全教育を実施するとともに、県民に自転車の交通ルールの啓発を行います。また、安全教育や啓発を担う指導者の育成にも取り組みます。

【措置 3-1-1】 ライフステージに応じた交通安全教育の実施

自転車に乗り始める子供とその保護者を対象に、親子交通安全教室を開催します。

高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、高齢者向けの安全教室を実施します。

自転車利用者の保護意識の醸成を図るため、自動車教習生に対する自転車交通安全教育を実施し、自転車の通行ルール等の周知を行います。



▲子供と保護者に対する交通教室



▲高齢者向け安全教室

▼年齢層別の自転車安全教育

年齢層	主な教育内容	対応する措置
幼児	・自転車の乗り方、基本的な運転技術	措置 3-1-1 ライフステージに応じた交通安全教育の実施 (自転車に乗り始める際の親子交通安全教室の開催)
小学校低学年	・自転車に慣れる、楽しむ など	
小学校高学年	・より高度な自転車運転技術	措置 3-1-2 教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施 (教職員向けの安全教室等の開催)
中学・高校	・左側通行、歩道通行、基本的なルール など ・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	
一般成人	・車道通行を基本とした交通ルール・マナー ・責任の自覚と他者への配慮 ・危険の予測と回避 など	措置 3-1-1 ライフステージに応じた交通安全教育の実施 (自動車教習所における教育の実施)
高齢者	・基本的な運転技術・交通ルール ・身体機能の衰への影響 ・事故発生時の救護 など	措置 3-1-1 ライフステージに応じた交通安全教育の実施 (高齢者向けの安全教室の実施)

【コラム】幼児の自転車安全教育

平城宮跡歴史公園や鳴門など全国各地で未就学児を対象とした安心・安全な場所でのランニングバイクのレースイベント「ちびっこりだー」が開催されています。



▲平城宮跡でのランニングバイクイベントの様子



▲鳴門で開催されたランニングバイクイベントの様子



【措置 3-1-2】 教職員及び公務員に対する交通安全教育の実施

奈良県教育委員会、奈良県安全教育研究協議会、奈良県高等学校等安全教育研究会が主催となり、学校安全の中心的・指導的役割を担う教職員に対して、学校安全教室講習会等を開催します。また、各学校での交通安全教育においては、自転車利用のメリットやルールの意味等についても積極的に取扱うように努めます。

公務員に対する自転車通行ルールの周知や自転車の正しい乗り方の実践教育等により、ルール遵守の徹底を図ります。



▲教職員向けの交通安全教室



▲市町村職員に対する交通安全講習

【措置 3-1-3】 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進

地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動を推進するとともに、委員のスキルアップを目的とした講習会等を開催します。



▲地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動

【措置 3-1-4】 交通安全に関する指導技術の向上

交通安全に関する指導技術の向上を図るため、交通安全教育担当者に対して、効果的な指導要領や教育資機材の活用方法等を教養する講習会等を開催します。



▲交通安全教育担当者講習会



施策 3-2 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進

自転車利用者、その他道路利用者（歩行者、自動車・二輪車の運転者等）に対し、自転車のルールや安全利用に関する広報啓発を行うことで、交通安全意識の向上を図ります。

【措置 3-2-1】 自転車用ヘルメットの着用率向上に向けた取組の推進

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和元年）」や「第 11 次奈良県交通安全計画（令和 3 年）」に基づき、交通安全に関する普及啓発活動の一環として、ヘルメット着用促進に向けた広報啓発を実施します。具体的な取組として、大型商業施設等におけるヘルメット着用促進に向けた広報啓発や、自転車販売事業者・防犯登録会との「自転車ヘルメットの着用促進に関する協定」に基づく情報提供、高等学校における自転車通学生徒に対するヘルメット着用の校則化（許可条件化）の働きかけ、全市町村に対するヘルメット購入費助成の働きかけを行います。



▲交通安全普及啓発活動



▲自転車のヘルメット着用等を周知する YouTube 動画



【措置 3-2-2】交通安全意識向上及び自転車の通行ルールの周知

交通安全意識の向上を図るため、交通安全教育及び広報啓発を実施します。

自転車安全利用五則等ルールの周知に向けた広報啓発活動を実施します。

令和6年5月17日に公布された道路交通法の一部を改正する法律に盛り込まれた自転車等の交通事故防止のための規定（いわゆる「青切符」を用いた取締りの導入など）について、積極的に広報啓発し、周知を図ります。

▲春の交通安全県民運動奈良県実施要綱



▲ラジオ放送で周知活動



【措置 3-2-3】 自転車運転者講習制度の着実な運用

チラシの配布や奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催等を通して、自転車運転者講習制度の周知徹底を図り、一定の違反行為を繰り返し行った自転車運転者を対象として、自転車運転者講習制度の着実な運用を実施します。

改正道路交通法の施行により平成27年6月1日から
自転車を運転中に「危険行為」を繰り返した場合
※3年以内の違反以上

「自転車運転者講習」
 を受けなければならないこととなります
※受講者の特性に応じた個別の指導を含む3時間の講習
 【講習手数料 6,000円】

☆ **講習の対象となる危険行為（14類型）**
 信号無視・一時不停止・酒酔い運転・しゅ断路切立入など（詳細は裏面に記載）
※講習の対象に身がけ付せんが、二人乗り、無灯火・イヤホン使用等も道路交通法で禁止されて
 いて、違反した場合講習の対象とはなりません。

☆ **自転車運転者講習制度のながれ**
※3年以内に2回以上
 危険行為を反復 → 受講命令 → 講習の受講
※受講命令に違反した場合
 ※3年以内の違反以上

自転車も加害者になれば、**高額な賠償金**を請求されることに・・・

賠償額	事故の概要
9,521万円 <small>(H23.7.4 神戸地裁判決)</small>	自転車×歩行者 男子小学生（11歳）が横断、歩道と車道の区別のない道路で歩行中の女性（42歳）と正面衝突し、女性は頭蓋骨骨折などの重傷を負い、意識が醒めな し状態となった。 <small>※小学生の横断・横断妨害</small>
9,266万円 <small>(H20.6.5 東京地裁判決)</small>	自転車×自転車 男子高校生が並行、自転車横断車のかみり歩道の歩道から車道を斜め横 断し、自転車上で対向車を追突して女子学生（14歳）と衝突し、男性 会社員は頸椎損傷の重傷を負った。
6,779万円 <small>(H15.9.30 東京地裁判決)</small>	自転車×歩行者 男性が歩道、歩道から歩道外帯に下り坂をスピードを落とさず走行し、その まま交差点に入ると横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突し、女性は3 日後に亡くなった。
4,043万円 <small>(H17.9.14 東京地裁判決)</small>	自転車×オートバイ 男子高校生が斜、歩道で交差点の横断歩道走行中に男性（42歳） と衝突するオートバイと衝突し、男性は13日後に亡くなった。

奈良県警察

1 信号無視

2 通行禁止違反

3 歩行者用道路に
おける車道の義務
違反(徐行違反)

4 通行区分違反

5 路側帯通行時
の歩行者の通行
妨害

6 遮断路切立入D

7 交差点安全進
行義務違反

8 交差点優先車
妨害等

9 環状交差点安
全進行義務違反

10 指定場所一時
不停止等

11 歩道通行時
の通行方法違反

12 制動装置不良
車運転

13 酒酔い運転

14 安全運転義務
違反

危険行為 (14類型)

▲自転車運転者講習の対象となる危険行為



▲奈良県自転車総合対策連絡協議会の開催



【措置 3-2-4】市町村による自転車の安全対策の実施に向けた支援

市町村による自転車の安全対策の実施に向けた支援を行います。また、学校等が実施する自転車の安全対策に関する共通の指導教材の支援などについて、検討を行います。



▲児童・幼児向け通学通園路等安全教室の様子

【措置 3-2-5】自動車・二輪車ドライバーに対する安全啓発の実施

関係機関及び団体と協力し、自動車・二輪車ドライバーに対して安全啓発を実施します。



▲関係機関と協力した安全啓発活動

【措置 3-2-6】自転車損害賠償保険等への加入の周知

チラシ、ポスター、県広報誌「県民だより奈良」、新聞各紙への掲載など、様々な媒体を通じて、自転車保険への加入義務について周知を行います。



▲自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例のポスター



▲多言語対応の自転車交通安全リーフレット



施策 3-3 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実

自転車の安全運転に関する交通指導取締りや違法駐車の実施を行うことで、安全で円滑な自転車交通の確保を図ります。

【措置 3-3-1】自転車の安全な交通の確保に資する交通規制の実施

歩道においては、普通自転車及び歩行者の安全な通行を確保するため、普通自転車歩道通行可の交通規制を見直します。また、自転車にとって不自然かつ不合理で、危険な横断を強いることになる可能性がある自転車横断帯を原則として撤去します。

自転車の安全な通行のため、道路管理者と連携し、普通自転車専用通行帯等の交通規制と整備を実施します。【措置 2 - 3 - 1 地域内の自転車通行空間の整備推進 再掲】



▲普通自転車専用通行帯（広陵町内）



▲自転車横断帯撤去

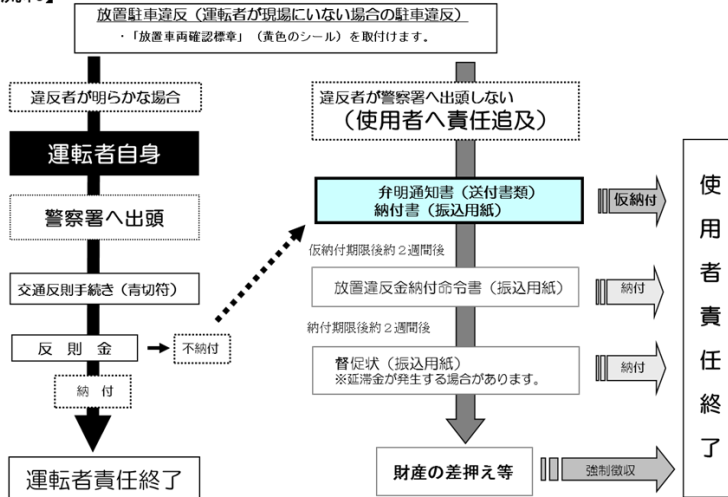


【措置 3-3-2】 違法駐車の積極的な取締り

自転車の通行を妨げる違法駐車取締りを推進し、自転車通行空間の確保を促進します。

駐車監視員による違法駐車取締りを行い、運転者責任の追及や違反車両の使用者の責任を追及する放置違反金制度を適切に実施します。放置違反金の滞納者に対しては、滞納処分を実施し、放置違反金の徴収に努めます。

【責任追及の流れ】



※ 放置駐車違反を繰り返した場合、車両の使用制限命令を受けることがあります。

（使用者責任の場合は、運転免許の行政処分点数は付加されません。）

▲ 道路交通法に基づく、運転者責任・使用者責任追及の流れ

駐車監視員活動ガイドライン			
令和6年3月			
<p>◎ 趣旨 駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。</p> <p>◎ 活動方針 駐車監視員は、下記の地域、路線を重点に、活動時間内において巡回し、放置車両の確認等を実施します。</p> <p>◎ 留意事項 ※ 駐車監視員が行う放置車両確認標章は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認標章を行うことができます。 (1) 活動場所に行く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合 (2) 110番等による安易的な駐車監視員に対する指図徴収を受けた場合 (3) 臨時の祭礼、催物等により、駐車監視員の態化が予想される場合 (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合 ☆ 警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び活動時間外においても、必要に応じた取締り活動を行います。 ☆ 取付枚数は、駐車監視員及び警察官による確認標章の取付枚数で、駐車監視員の活動時間外に行われた取付枚数も含まれます。</p>			
重点地域	地域・路線 (区間)	令和5年中取付件数	活動時間
重点地域	近鉄奈良駅周辺	85件	7~20時
	JR奈良駅周辺	213件	
	近鉄新大宮駅周辺	58件	
	奈良公園周辺	49件	
	近鉄高の原駅周辺	29件	
近鉄大和北大寺駅周辺	76件		
重点路線	国道9号及びその周辺道路 (今在家交差点~高天交差点~二条大橋南1丁目交差点)	43件	
	国道169号及びその周辺道路 (県庁交差点~紀寺交差点)	5件	
	県道大津線田原及びその周辺道路 (油瓶交差点~JR奈良駅前交差点~大森町交差点)	149件	
	やすのぎの湯及びその周辺道路 (法蓮中町交差点~高天交差点~八軒町交差点)	35件	
	三条通り及びその周辺道路 (三条交差点~JR奈良駅前交差点~上三条交差点~春日大社一の鳥居前交差点)	106件	
	市道サッポウ橋通り及びその周辺道路 (川崎町交差点~東町交差点~福智院北交差点~高柳交差点~春日山遊歩道入口)	30件	
	市内循環道路及びその内側並びにその周辺道路	207件	
	奈良公園内道 (大仏前交差点~水谷橋北詰~三笠観光会館)	14件	
	自動二輪車専用道		
	重点地域	近鉄奈良駅・JR奈良駅・近鉄新大宮駅・近鉄大和北大寺駅周辺	136件

奈良県奈良警察署

▲ 「駐車監視員活動ガイドライン」 (奈良警察署)



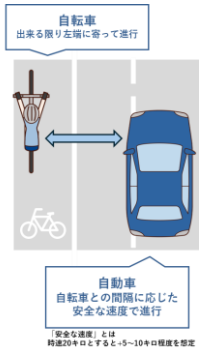
【措置 3-3-3】自転車指導啓発重点地区、路線における重点的な取締りの実施

自転車関連事故が実際に発生している、又は発生が懸念され、自転車の交通ルールの浸透が必要と認められる「自転車指導啓発重点地区・路線」において、交通指導取締りを重点的に実施します。

【コラム】道路交通法の改正

1. 自転車等の安全を確保するための規定の創設

自転車が車道通行する場合の安全確保のため、クルマやバイク、原付が自転車や特定原付を追い越す・追い抜く際の安全確保のルールが創設されました。



自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき

自動車等 → 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行

自転車等 → できる限り道路の左側

公布日：令和6年5月24日

施行日：公布日から2年以内の政令で定める

2. 原動機付自転車等の運転の明確化

一定の基準に該当する車両について、「特定小型原動機付自転車」が創設され、新しい交通ルールが定められました。



主なルール

- 車道通行の原則
- 16歳以上
- 信号・標識に従う義務
- 右折の方法(二段階右折)
- 飲酒運転禁止
- 二人乗り禁止
- 自賠償保険(共済)への加入義務
- ヘルメット着用(努力義務)
- スマートフォンなど通話や画面を注視しながらの運転禁止

公布日：令和4年4月27日

施行日：令和5年7月1日